岩手県告示第687号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和3年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所			
名称	主たる事務所の所	名	称	所在地	変更年月日
石 你 ————————————————————————————————————	在地	変更前	変更後	別往地	
株式会社ファーマ	東京都世田谷区代	江刺西大通り薬局	共創未来江刺西大	奥州市江刺西大通り11番	令和3年7月31
みらい	沢五丁目2番1号		通り薬局	15号	日

2 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防支援事業所				
名称	主たる事務所の所	名	称	所在地	変更年月日	
	21 170	在地	変更前	変更後	別往地	
1	株式会社ファーマ	東京都世田谷区代	江刺西大通り薬局	共創未来江刺西大	奥州市江刺西大通り11番	令和3年7月31
à	みらい	沢五丁目2番1号		通り薬局	15号	目